

SBI 生命、終身医療保険「も。」2016年2月1日(月)販売開始

業界初^{*}、在宅医療もサポート

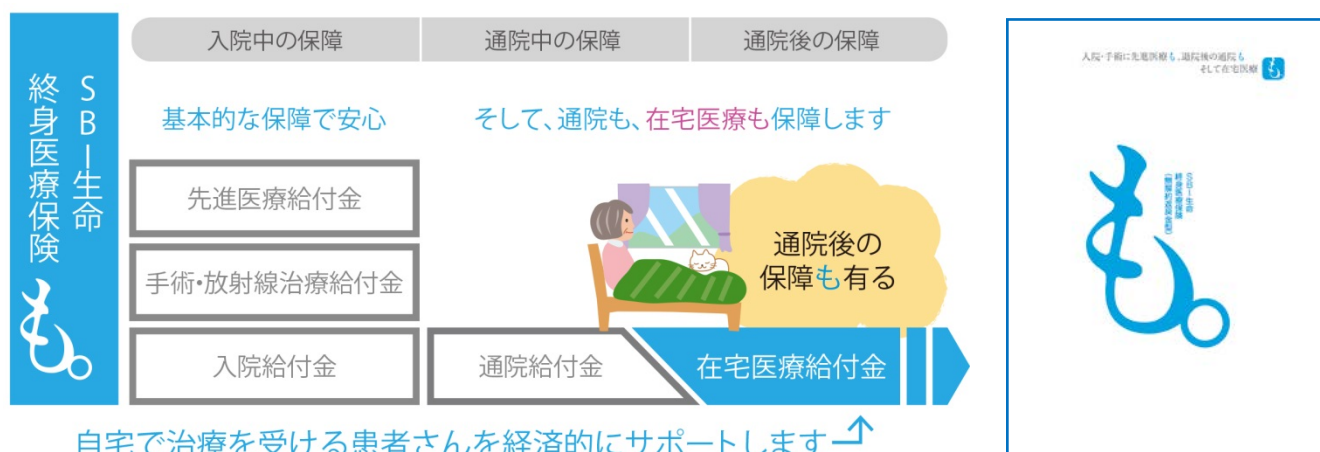
～長期入院が困難な時代到来 患者・家族の在宅医療を支援します～

SBI 生命保険株式会社(代表取締役社長:飯沼邦彦、本社:東京都新宿区 以下、SBI 生命)は、2016年2月1日(月)より、終身医療保険(無解約返戻金型)「も。」を販売開始いたします。

「も。」は、**入院・手術も、先進医療も、退院後の通院も、在宅医療も**保障する終身医療保険です。SBI 生命は「も。」を通じて、4拍子揃った充実の医療保障をお手ごろな保険料でご提供いたします。

※業界初:医師等が患者の自宅等に訪問して診療を行うための在宅医療を保障する特約として(2016年1月29日時点、SBI 生命調べ)

■ 商品の特徴：退院後(通院・在宅医療)の保障で充実したケア



※上記の図はイメージであり、商品の保障内容を表すものではありません。

■ 開発の背景

昨今、医療を取り巻く環境は、社会の超高齢化に伴う入院患者の増加および病床数不足の問題に直面しています。このため、我が国では、**入院治療の短期化**が必要となり^{注1}、医療技術の一層の向上も手伝って、**退院後の通院治療^{注2}や在宅医療へのシフト**が進んでいます。

SBI生命は、こうした**時代のニーズに応える超高齢化社会を見据えた新しい医療保険**の在り方を考えました。入院、手術の保障にとどまらず、高度先進医療に対する保障、また、将来増加するであろう退院後の通院、及び在宅医療に着目し、終身医療保険「も。」を開発いたしました。

「も。」は、入院中はもちろん、退院後の通院保障、及び在宅医療への保障をすることにより、自宅等で治療を受ける患者様やご家族を経済的にサポートいたします。

注1: 国は医療制度改革により、医療財政の逼迫に伴う総医療費抑制のため、入院日数の短縮とベッド数抑制施策を実施

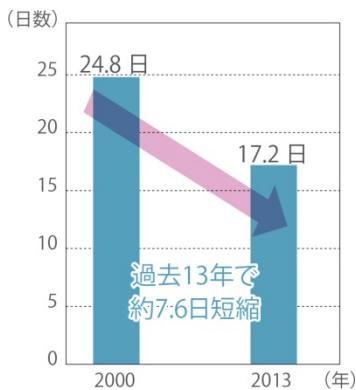
注2: 医療技術の進歩により、がん治療においては通院治療を一定期間行うことが標準治療となってきた等、これまで入院による治療が必要であったものも通院による治療が可能となってきた。

■ 在宅医療とは

在宅医療とは、通院が困難な患者の自宅等に医師・看護師等が訪問して診療を行うことをいいます(計画的に訪問する在宅医療と、緊急的に訪問する在宅医療(往診)があります。)

「在宅医療」は、「外来・通院」「入院」について第三の医療と捉えられています。超高齢化とともに深刻になる医療問題の解決策として、厚生労働省も「在宅医療」を推進しています。

● 平均入院日数は短期化の傾向



出典:厚生労働省「病院報告(2000年～2013年)」
平均在院日数(一般病棟)より

● 在宅医療患者数は6年で約1.7倍に増加



出典:厚生労働省「患者調査(2005年、2011年)」

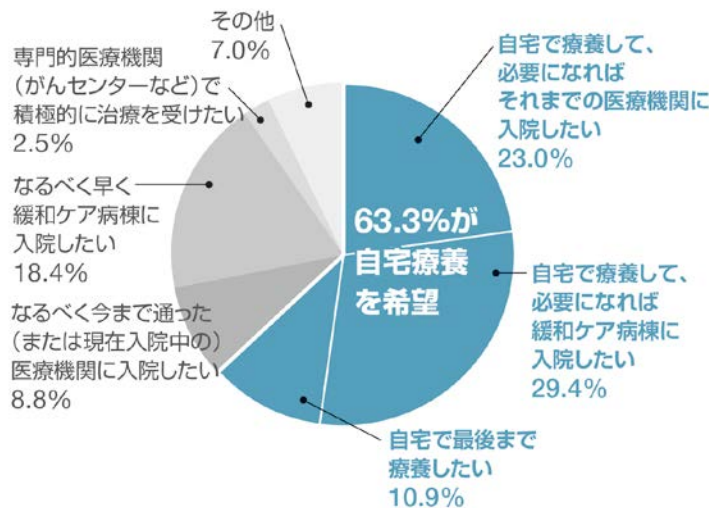
● 若・中年の在宅医療患者も増加

64歳以下の在宅医療患者数も増加の傾向にあり過去6年で約1.8倍に拡大



出典:厚生労働省「患者調査(2005年、2011年)」

● 終末期は6割以上が在宅療養を希望



出典:厚生労働省「終末期医療に関する調査(2008年)」

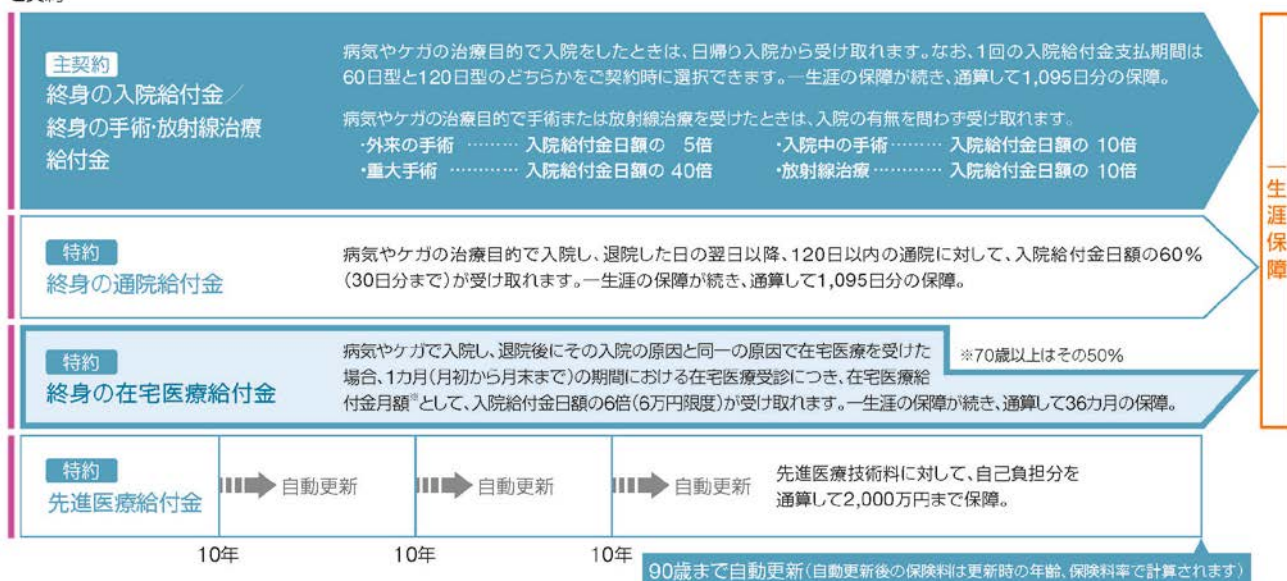
次のような方の治療で在宅医療が増えています。

- ・循環器疾患・・・高血圧症など
- ・脳血管疾患・・・脳卒中(脳梗塞・脳出血)など
- ・認知症
- ・骨折・筋骨格系疾患・・・骨折、変形性関節症、骨粗鬆症など
- ・糖尿病
- ・悪性新生物
- ・呼吸器系疾患・・・慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)、喘息など
- ・神経系疾患・・・パーキンソン病など

■ 保障内容

4拍子揃った充実の医療保障

ご契約



(注)本商品の詳細については、商品パンフレットおよび「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

< 定期保険も同時に販売開始 >

SBI 生命は、終身医療保険「も。」と同時に、下記の定期保険の商品も販売開始いたします。

- 定期保険(無解約返戻金型) (2015)「今いる保険」
- インターネット申込専用定期保険(無解約返戻金型)「クリック定期！」

会社概要

- 1) 商号 : SBI 生命保険株式会社
- 2) 代表者名 : 代表取締役社長 飯沼邦彦
- 3) 所在地 : 〒163-0822 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル
- 4) URL : <http://www.sbilife.co.jp>
- 5) 資本金 : 475 億円 (2015 年 9 月 30 日現在)

SBI 生命について

SBI 生命は、革新的な金融商品・サービスを提供し続ける SBI グループの一員です。

2010 年 2 月より新規の保険引受を休止し、既契約の維持・保全に特化しておりましたが、2016 年 1 月 25 日に金融庁より承認を受け、2 月 1 日より新規保険引受を再開いたします。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

SBI 生命保険株式会社 ブランド&コミュニケーション部
 広報担当 TEL:03-6800-0520